

○海津市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

令和4年3月7日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域住民の身近で起こる犯罪及び地域住民が不安に感じる事案の発生を抑止し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、自治会及び区(以下「自治会等」という。)が防犯カメラを設置する場合に、市の予算の範囲内で補助金を交付することに関し、海津市補助金等交付規則(平成17年海津市規則第42号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「防犯カメラ」とは、自治会が設置し、及び管理運用し、かつ、犯罪の抑止を目的として、不特定多数の人が自由に通行できる空間を撮影するため特定の場所に継続的に固定して設置される映像撮影装置で、本体又はそれに附属する機器に映像を記録する機能を有するものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、自治会の行う防犯カメラ設置事業のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 海津市内に設置される防犯カメラであること。
- (2) 第7条の規定による交付の決定の日の属する年度内に防犯カメラの設置が完了する見込みであること。
- (3) 自治会の総意として防犯カメラを設置することを決定していること。
- (4) 主に道路を撮影範囲とし、特定の個人、建物等を監視する目的で撮影するものでないこと。
- (5) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の承諾を得ていること。
- (6) 防犯カメラの撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること。
- (7) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラを設置する自治会等の名称及び防犯カメラを設置していることを示す表示板(以下「設置表示板」という。)を設置すること。

- (8) 防犯カメラの設置完了日から起算して5年以上、当該防犯カメラが適切に維持管理される見込みがあること。
- (9) 自治会による防犯カメラの設置・運用に関するガイドライン(令和4年3月制定。以下「ガイドライン」という。)に基づいた防犯カメラの設置及び管理運用を行うことができること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する費用のうち、防犯カメラの保守費用、保険料、修理費用、電気料金等の維持管理費用、地代、振込手数料並びに移設及び撤去に係る費用を除いた次に掲げる費用(国、県等から補助金等を受けている場合は、当該補助金等の金額を除く。)とする。

- (1) 防犯カメラの機器等及び設置表示板の設置工事費用
- (2) 専用ポールを設置工事費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会(以下「申請者」という。)は、海津市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 第4条各号に掲げる費用に係る見積書及び防犯カメラの機器等の仕様が分かるカタログ等の書類
- (3) 自治会の総意であることを証する書類
- (4) 防犯カメラの設置場所の所有者等の承諾を証する書類
- (5) 補助事業を実施する場所の位置図及び現況写真
- (6) 防犯カメラの撮影対象区域を表示した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真

(7) 補助事業の実施について道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令に基づく許可等が必要である場合にあっては、当該許可等を受けたことを証する書類

(8) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において交付決定をし、海津市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の決定において、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条に規定する申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を書面にて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る前条の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第9条 第7条第1項の規定により通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その通知を受けた後において、補助事業の内容等第6条の申請に係る事項を変更しようとするときは、速やかに海津市防犯カメラ設置事業補助金変更交付申請書(様式第4号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の変更を決定し、海津市防犯カメラ設置事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知する。

(完了報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに海津市防犯カメラ設置事業補助金完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第7号)

- (2) 第4条各号に掲げる費用に係る請求書及び領収書の写し
- (3) 防犯カメラ及び設置表示板の写真
- (4) 防犯カメラ及び設置表示板の設置状況が確認できる写真を含めた補助事業実施後の現況写真
- (5) 補助事業により設置した防犯カメラにより撮影した映像の静止画を印刷したもの
- (6) ガイドラインに基づいて策定した防犯カメラ設置及び運用規程
(額の確定等)

第11条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じ調査等を行い、相当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、海津市防犯カメラ設置事業補助金額確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知する。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、海津市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書(様式第9号)により、市長に請求しなければならない。

(防犯カメラの管理)

第13条 交付決定者は、この補助金の交付を受けて設置した防犯カメラについて、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って運用しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 交付決定者は、この補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを設置後5年間は、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、破棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

海津市長 宛て

申請者 住所

団体名

代表者氏名

連絡先

海津市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

防犯カメラの設置について、海津市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 設置の目的

2 交付申請額 _____ 円

3 添付書類

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 第4条各号に掲げる費用に係る見積書及び防犯カメラの機器等の仕様が分かるカタログ等の書類
- (3) 自治会の総意であることを証する書類
- (4) 防犯カメラの設置場所の所有者等の承諾を証する書類
- (5) 補助事業を実施する場所の位置図及び現況写真
- (6) 防犯カメラの撮影対象区域を表示した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
- (7) 補助事業の実施について道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令に基づく許可等が必要である場合にあっては、当該許可等を受けたことを証する書類
- (8) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第6条関係）

収支予算書

収入

内 容	金額（円）
海津市補助金	
他の公的補助金等	
実施団体負担金	
その他	
合 計	

支出

内 訳		金額（円）
品名・規格等	数量	
消費税及び地方消費税		
合 計		

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

海津市長

印

海津市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった海津市防犯カメラ設置事業補助金については、海津市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 交付決定に付する条件

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

海津市長 宛て

申請者 住所

団体名

代表者氏名

連絡先

海津市防犯カメラ設置事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました海津市防犯カメラ設置事業補助金について、海津市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて変更の申請をします。

記

1 変更申請の概要

2 変更申請の理由

3 既交付決定額 _____ 円

4 変更交付申請額 _____ 円

5 添付書類

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

海津市長

印

海津市防犯カメラ設置事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで提出のあった海津市防犯カメラ設置事業補助金変更交付申請については、海津市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり変更することを承認したので、通知します。

記

1 交付決定額

変更前 _____ 円

変更後 _____ 円

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

海津市長 宛て

申請者 住所

団体名

代表者氏名

連絡先

海津市防犯カメラ設置事業補助金完了報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けました防犯カメラの設置について、補助事業が完了しましたので、海津市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 防犯カメラ設置場所

2 事業費 円

3 着手年月日 年 月 日

4 完了年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 収支決算書（様式第7号）
- (2) 第4条各号に掲げる費用に係る請求書及び領収書の写し
- (3) 防犯カメラ及び設置表示板の写真
- (4) 防犯カメラ及び設置表示板の設置状況が確認できる写真を含めた補助事業実施後の現況写真
- (5) 補助事業により設置した防犯カメラにより撮影した映像の静止画を印刷したもの
- (6) ガイドラインに基づいて策定した防犯カメラ設置及び運用規程

様式第7号（第10条関係）

収支決算書

収入

内 容	金額（円）
海津市補助金	
他の公的補助金等	
実施団体負担金	
その他	
合 計	

支出

内 訳		金額（円）
品名・規格等	数量	
消費税及び地方消費税		
合 計		

様式第8号（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

海津市長

印

海津市防犯カメラ設置事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった防犯カメラ設置事業について、海津市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第11条の規定により、補助金の交付額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

交付確定額 _____ 円

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第10条関係)

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第11条関係)

様式第9号(第12条関係)